

デイサービスセンター石垣の里 介護予防通所介護利用料金表兼同意書

1. 介護保険制度の利用者負担について

利用者負担＝介護サービス費＋食費

※介護サービス費については、各市町村から交付された介護保険負担割合証を御参照ください。

2. 利用料金

原則として下記の通りです。

①通所利用料(介護保険サービス1割の額)

要介護度	7時間以上8時間未満の場合	8時間以上9時間未満の場合
要支援1	1,647 円/月	1,647 円/月
要支援2	3,377 円/月	3,377 円/月

②その他加算される料金

区分	加算の種類	1日あたりの自己負担額
予防給付	若年性認知症利用者受入加算	1月あたり 240 円
	生活機能向上グループ活動加算	1月あたり 100 円
	運動器機能向上加算	1月あたり 225 円
	栄養改善加算	1月あたり 150 円
	口腔機能向上加算	1月あたり 150 円
	選択的サービス複数実施加算Ⅰ	1月あたり 480 円
	選択的サービス複数実施加算Ⅱ	1月あたり 700 円
	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(要支援1)	1月あたり 72 円
	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(要支援2)	1月あたり 144 円
	サービス提供体制強化加算Ⅰロ(要支援1)	1月あたり 48 円
	サービス提供体制強化加算Ⅰロ(要支援2)	1月あたり 96 円
	サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援1)	1月あたり 24 円
	サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援2)	1月あたり 48 円
共通	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	全体の利用単位の5.9%が算定されます。利用日数に応じて変動します。
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	全体の利用単位の4.3%が算定されます。利用日数に応じて変動します。
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	全体の利用単位の2.3%が算定されます。利用日数に応じて変動します。
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	加算(Ⅲ)の利用単位の0.9%が算定されます。利用日数に応じて変動します。
	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	加算(Ⅲ)の利用単位の0.8%が算定されます。利用日数に応じて変動します。

※食費・その他利用料はご本人の負担になります。

※上記の加算は今後の体制状況に応じて変更になる場合があります。

デイサービスセンター石垣の里通所介護利用料金表兼同意書

1. 介護保険制度の利用者負担について

利用者負担＝介護サービス費＋食費

※介護サービス費については、各市町村から交付された介護保険負担割合証を御参照ください。

2. 利用料金

原則として下記の通りです。

①通所利用料(介護保険サービス1割の額)

要介護度	7時間以上8時間未満の場合	8時間以上9時間未満の場合
要介護1	735 円/日	769 円/日
要介護2	868 円/日	903 円/日
要介護3	1,006 円/日	1,046 円/日
要介護4	1,144 円/日	1,190 円/日
要介護5	1,281 円/日	1,332 円/日

②その他加算される料金

区分	加算の種類	1日あたりの自己負担額
介護給付	入浴介助加算	1日あたり 50 円
	個別機能訓練加算Ⅰ	1日あたり 46 円
	個別機能訓練加算Ⅱ	1日あたり 56 円
	認知症加算	1日あたり 60 円
	若年性認知症利用者受入加算	1日あたり 60 円
	栄養改善加算(月2回を限度。原則3ヶ月間)	1日あたり 150 円
	口腔機能向上加算(月2回を限度。原則3ヶ月間)	1日あたり 150 円
	サービス提供体制加算Ⅰ(イ)	1日あたり 18 円
	サービス提供体制加算Ⅰ(ロ)	1日あたり 12 円
	サービス提供体制加算Ⅱ	1日あたり 6 円
	サービス提供体制加算Ⅲ	1日あたり 6 円
	生活相談員配置等加算	1回あたり 13 円
	ADL維持等加算Ⅰ	1月あたり 3 円
	ADL維持等加算Ⅱ	1月あたり 6 円
	生活機能向上連携加算(外部との連携を行った場合)	1月あたり 200 円
	生活機能向上連携加算(個別機能訓練を同時算定する場合)	1月あたり 100 円
	9時間以上10時間未満の場合	1日あたり 50 円
	10時間以上11時間未満の場合	1日あたり 100 円
	11時間以上12時間未満の場合	1日あたり 150 円
	12時間以上13時間未満の場合	1日あたり 200 円
13時間以上14時間未満の場合	1日あたり 250 円	
共通	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	全体の利用単位の5.9%が算定されます。利用日数に応じて変動します。
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	全体の利用単位の4.3%が算定されます。利用日数に応じて変動します。
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	全体の利用単位の2.3%が算定されます。利用日数に応じて変動します。
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	加算(Ⅲ)の利用単位の0.9%が算定されます。利用日数に応じて変動します。
	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	加算(Ⅲ)の利用単位の0.8%が算定されます。利用日数に応じて変動します。

※食費・その他利用料はご本人の負担になります。

※上記の加算は今後の体制状況に応じて変更になる場合があります。